



## 瑞穂市と朝日大学との男女共同参画・女性の活躍推進事業の連携に関する覚書

瑞穂市と朝日大学との連携に関する協定第2条第2号に基づき、瑞穂市(以下「甲」という。)と朝日大学(以下「乙」という。)は、男女共同参画・女性の活躍推進事業の連携に関して、以下のことを申し合わせる。

(目的)

第1条 本覚書は、甲及び乙が連携して男女共同参画及び女性の活躍推進に関し、若年層への継続的な意識啓発を行うことを企図して計画する連携事業の円滑な実施を目的とする。

(連携・協力内容)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するために、内閣府が主唱する「男女共同参画週間(6月23日～29日)」にあわせ、乙の学生及び社会人との男女共同参画及び女性の活躍推進に関するテーマについての意見交換会(以下、「ワールド・カフェ」という。)を定期的に開催する。

2 甲及び乙は、前項に規定するもののほか双方の合意により前条の目的を達成するために必要な事項について連携・協力する。

(実施期間)

第3条 前条に規定する事業の実施期間については、原則として本覚書締結の日から瑞穂市男女共同参画基本計画の計画期間が満了となる平成32年3月までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲及び乙いずれか又は双方より書面による

解消の意思表示がない場合、本覚書は同一条件をもって更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、事業の実施に際して知り得た相手方の機密情報等(個人情報を含む。)を相手方の了承なしに第三者に対し開示し、又は漏洩してはならないものとする。

2 前項に規定する守秘義務は、事業の終了後においても継続するものとする。  
(事業の主な役割分担)

第5条 事業の実施に際し必要な役割分担については、甲乙間で協議の上決定するものとする。

(協議解決)

第6条 事業の実施に関して定めのない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙間で誠意をもって解決にあたるものとする。

本覚書の締結を証するため本書を2通作成し、甲、乙署名の上、双方において各1通を保有する。

平成28年11月28日

甲 岐阜県瑞穂市別府1288番地 乙 岐阜県瑞穂市穂積1851番地

瑞穂市

朝日大学

代表者 瑞穂市長

代表者 朝日大学学長

相田義明

大友克之